

育児休業中の保育継続にかかる入所の取扱いについて

本市においては、「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）施行以前より、個々の状況に応じて「国の通知」に基づき一定の条件を満たすと判断した上で、育児休業中における保育の継続を認めてきたところ。

「新制度」施行後の現在においても、「内閣府の通知」を踏まえ、取扱いに変更は無い。

1 国の動向（取扱いの経緯）

(1) 「新制度」以前の取扱い

平成14年2月に厚生労働省から「育児休業に伴う入所の取扱いについて」の考え方について各自治体に通知

（地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言）

○「育児休業に伴う入所の取扱いについて」（平成14年2月22日 雇児保発）

下記に掲げる場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないものである。

- (1) 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合
- (2) 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合

(2) 「新制度」における取扱い

「子ども・子育て支援法」第19条において支給要件を規定

→ 子ども・子育て支援法施行規則において、「育児休業中も引き続き保育所等を利用することが必要」と認められる場合。

（保護者のいずれもが事由に該当することが前提であり、判断は市町村の裁量）

【子ども・子育て支援法施行規則 内閣府令で定める事由】

子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- 9 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について 内閣府通知（平成26年9月10日抜粋）

(2) 留意事項

ウ 規則第1条第9号(育児休業取得時の継続利用)

(ア)保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとしたものであること。なお、休業開始前に認定こども園を利用していた2号認定子どもについては、当該認定こども園の1号認定子どもにかかる利用定員に空きがある場合は、教育標準時間認定へ変更したとしても、当該認定こども園を継続して利用することが可能であるため、そのような取り扱いとすることも考えられること。

2 本市の状況

平成26年9月10日「内閣府通知」を踏まえて、

- ・ 3歳児～5歳児クラス ⇒ 出産日から1年間の育児休業中の継続を認めている  
※ 4月から3・4歳児も対象とする。
- ・ 0歳児～2歳児クラス ⇒ 保護者の健康状態（産後の体調不良など）や子どもの発達上環境の変化が好ましくないなどの場合に継続を認めている。

|  |  |
|--|--|
| <p>0歳児～<br/>2歳児クラス<br/>保育継続の<br/>取扱い詳細</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の健康状態(産後の体調不良など)や子どもの発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合</li> <li>●既に満3歳に到達しており、残り数ヶ月で3歳児クラスになる場合<br/>→保護者の育児休業開始時期</li> <li>●家庭での保育が困難と思われる場合<br/>→保護者の養育能力等に問題がある場合など</li> <li>●早期復職する場合(概ね6ヶ月)</li> </ul> <p>※ 保育継続の申請の際には、施設長による保護者との面談を行い、個々の状況に応じた継続の必要性を判断し、該当する場合は、育児休業中の「保育の継続」を認めている</p> |
|--|--|

・平成26年度の育児休業中の入所の取扱いについては、保護者の理解をいただき、保育継続児童266人 退所児童46人となっている。

今後とも施設長による保護者との面談などを通じて、子どもの発達や家庭状況等個々の状況に応じた保育の継続の必要性を判断する運用を理解いただきながら対応をしていく。